

石広水監告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり告示する。

令和6年3月26日

石巻地方広域水道企業団  
監査委員 堀内賢市

石巻地方広域水道企業団  
監査委員 阿部久一

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 監査の対象課等 | 石巻地方広域水道企業団 工事検査室  |
| 2 監査期間    | 令和6年2月5日～令和6年3月26日   |
| 3 監査の対象範囲 | 令和4年度から令和5年度の経営に係る事務事業の執行  |
| 4 監査場所    | 石巻地方広域水道企業団監査委員事務局及び工事検査室  |
| 5 監査の結果   | 今回の監査は、令和4年度から令和5年度の経営に係る事務事業の執行について、提出された関係書類・証書類に基づき事務処理状況を試査したところ、適正と認めた。 |